

年末調整・税の申告の準備はお早めに

年末調整の時期が近づいてきました。来年2月には所得税や住民税の申告受付も始まります。これらに必要な書類の中には、発行に時間がかかるものもありますので、準備は早めに済ませておきましょう。

[会社に勤めている方へ]

■配偶者控除・配偶者特別控除について

給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下の方の配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方は配偶者控除の、合計所得金額が48万円超133万円以下の方は配偶者特別控除の対象となります。

合計所得金額が1,000万円超の方の配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方は同一生計配偶者として扶養の人数に含まれます。

※配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けるには、

「給与所得者の配偶者控除等申告書」を事業主に提出する必要があります。

■扶養親族の確認をしましょう

控除の対象となる扶養親族は、16歳以上（令和6年12月31日現在）で年間の所得金額が48万円以下の方です。扶養につける方の所得を確認し、年末までにその人数が変わる場合は勤務先に提出済の「給与所得者の扶養控除申告書」を訂正してください。

▶16歳未満の扶養親族の「給与所得者の扶養控除申告書」への記載について

16歳未満の扶養親族がいる方については、「給与所得者の扶養控除申告書」の「住民税に関する事項」欄に扶養親族の氏名等を記入してください。住民税の計算上、記入漏れがあると税額が正しく計算されない場合がありますのでご注意ください。また、各種助成・手当等の算定にも利用することがあります。

▶同じ人を2人で扶養親族とすることはできません

子ども1人を両親のそれぞれが扶養につけるなど、重複することのないようご注意ください。

[控除証明書を準備しましょう]

以下の保険料控除を受ける場合は、証明書等を添付しなければなりません。お早めにご準備ください。

- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金含む）
- ・社会保険料控除（社会保険料、国民年金保険料、国民健康保険税等の領収書【※1】参照）

町の申告相談会場にて 医療費控除の申告を予定されている方へ

医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要になります。

各医療保険者から発行された「医療費通知」やお手元にある領収書等を整理していただき、あらかじめ明細書を作成いただいた上で申告相談においでください。（医療費控除の明細書の作成代行は行っていません。）

医療費控除の明細書の様式は、令和7年1月の町報等と一緒に配布します。

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎85-6132

【※1】

国民健康保険税等の「領収書」について

1年間（令和6年1月～12月）の社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料）の支払金額がわかる「納付確認書」を次の方法で無料交付します。必要な方は早めの手続きをお願いします。

- ①役場に来庁し申請する。
- ②郵便請求を利用される方は、
収納係までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務出納課収納係
☎85-6106



医療費通知（年間分）をお送りします

国民健康保険に加入されている方に1年間の医療機関受診の状況や、医療費負担の状況をご確認いただける「国民健康保険の医療費のお知らせ」をお送りします。令和6年分の医療費通知は、「令和5年11月から令和6年10月診療分」までの医療費について、令和7年1月下旬にお知らせする予定です。

なお、この医療費通知は、確定申告の医療費控除の証明用に使用できますが、医療機関の都合等により記載されていない分や、令和6年11月と12月診療分につきましては、別途「医療費控除の明細書」への記入が必要となります。

つきましては、医療機関から受け取った領収書は、捨てずに保管いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎85-6130

白鷹町営スキー場 OPEN

令和6年12月20日(金) ～ 令和7年3月9日(日)

料金について

リフト券	料 金	
	大人	子ども
1回券	150円	150円
4時間券	1,500円	1,000円
1日券	2,200円	1,500円
ナイター券	1,200円	800円

※子どもは小学生以下です。

《シーズン券》

	料 金	
小学生以下	中学生	高校生以上
10,000円	13,000円	20,000円

- ・1回券、4時間券、1日券はナイター使用ができません。
- ・シーズン券はナイターも使用できます。
- ・リフトに乗車するすべての方よりリフト料金をいただきます。(幼児・お年寄りについても同様です。)

スキー場の利用について

- ◆ゲレンデや駐車場では、事故防止のためパトロール員や係員の指示に従ってください。けがや事故のときは、パトロール員や係員に連絡してください。
- ◆スキー、スノーボードには必ず流れ止めをつけてください。
- ◆ポールを利用するときは、リフト管理人の指示に従ってください。
- ◆ナイタースキーを児童や生徒が利用するときは、保護者またはそれに代わる人が同伴してください。
- ◆ナイタースキーでは許可団体以外はポールやコース設定ができません。
- ◆ごみはお持ち帰りください。

【問い合わせ】白鷹町教育委員会 ☎85-6147

【営業時間】

▷ 9:00 ~ 16:30 (土・日・祝日は17:00)

▷ 17:30 ~ 21:00 (ナイター)

※期間および営業時間は積雪状況により変わることがあります。

※2月9日(日)は白鷹町スキー大会のため、一般の方の利用は14:00からになります。

リフトの利用券について

◆シーズン券

【販売期間】

- ・12月12日(木) ~ 19日(木) …白鷹町教育委員会(生涯スポーツ係)
- ・12月20日(金)以降…スキー場リフト管理棟(営業可能な期間)または白鷹町教育委員会(降雪状況によって営業できない期間)

【持参いただくもの】

シーズン券の料金、顔写真(縦2.5cm×横2cm)

※顔写真がないとシーズン券を発行できません。必ず持参ください。

【受付時間】

- ・白鷹町教育委員会…8:30 ~ 17:00 (平日のみ)
- ・スキー場リフト管理棟:スキー場営業時間内

◆学校の授業、スポーツ少年団の活動にシーズン券は使えません。

◆シーズン券は、他人に貸したり譲ったりできません。

◆団体割引を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください。(詳しくはお問い合わせください。)

★毎月第3日曜日は、小学生までリフトが無料になります。リフト乗り場で「スキー子どもの日無料パス」を発行しますので、身に付けてご利用ください。